

令和 7 年 2 月 4 日
総 務 部 総 務 課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、これらの規定に基づく事務に係る手数料の額等を改定するとともに、建築基準法、租税特別措置法施行規則等の改正に伴う規定の整備を行う必要が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和 7 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

(1) 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴うこれらの規定に基づく事務に係る手数料の額等の改定及び規定の整備
⇒別紙「新旧対照表」参照 (別表第 1 ～ 3 (第 2 条関係))

(2) 租税特別措置法施行規則の改正に伴う引用条項の変更による規定の整備
⇒別表第 1 の 1 3 8 の項中「第 1 9 条の 1 0 の 5 第 1 2 項第 1 号ロ」を「第 1 9 条の 1 0 の 5 第 1 4 項第 1 号ロ」に改める。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、(1) の規定の整備にかかる一部の改正は公布の日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

別紙

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日 条例第 3 号					○世田谷区手数料条例 平成12年 3 月13日 条例第 3 号				
別表第 1（第 2 条関係）					別表第 1（第 2 条関係）				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
1 ～ 81の 4	（現行の通り）	（現行の通り）	（現行の通り） （現行の通り）	（現行の通り）	1 ～ 81の 4	（略）	（略）	（略） （略）	（略）
82	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請に係る計画に同法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関	確認申請のとき。	82	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算	確認申請のとき。

改正後					改正前				
				する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者 （以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準<u>若しくは</u>特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査<u>又は建築物の計画（同法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が</u>					に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準<u>又は</u>特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査 （以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額

改正後						改正前					
				<u>構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)</u>が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査 (以下<u>これらを</u>「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額							
			確認申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの					確認申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの	

改正後						改正前					
			イ 建築物 を建築する 場合 (口に掲 げる場合 及び同一 敷地内に おいて移 転する場 合を除 く。)	<u>6,900</u> 円				イ 建築物 を建築する 場合 (口に掲 げる場合 及び同一 敷地内に おいて移 転する場 合を除 く。)	<u>5,600</u> 円		
			当該建 築に係 る部分 の床面 積	(2) 30平方メ ートルを超 え、100平方メ ートル以内の もの <u>13,000</u> 円				当該建 築に係 る部分 の床面 積	(2) 30平方メ ートルを超 え、100平方メ ートル以内の もの <u>9,400</u> 円		
			ロ 確認を 受けた建 築物の計 画の変更 をして建 築物を建	<u>21,000</u> 円				ロ 確認を 受けた建 築物の計 画の変更 をして建 築物を建	<u>14,000</u> 円		
				(3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの					(3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの		
				(4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの					(4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの		

改正後						改正前					
			築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）	<u>25,000</u> 円					築する場合（同一敷地内において移転する場合を除く。）	<u>19,000</u> 円	
			当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円					当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 35,000円	
			ハ 建築物	(6) 1,000平方					ハ 建築物	(6) 1,000平方	

改正後						改正前					
			を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）	メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円					を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）	メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円	
			当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を	(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 146,000円					当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を	(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 146,000円	

改正後							改正前						
			乗じて 得た面 積						乗じて 得た面 積				
			ニ 確認を 受けた建 築物の計 画の変更 をして建 築物を同 一敷地内 において 移転し、 その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を し、又は その用途 を変更す る場合	(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円					ニ 確認を 受けた建 築物の計 画の変更 をして建 築物を同 一敷地内 において 移転し、 その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を し、又は その用途 を変更す る場合	(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円			
			当該計 画の変 更に係 る部分 の床面 積に2 分の1	(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円					当該計 画の変 更に係 る部分 の床面 積に2 分の1	(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円			

改正後						改正前					
			を乗じて得た面積					を乗じて得た面積			
82の2	建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1,000平方メートル以内のもの 156,000円 (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 209,000円 (3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 240,000円 (4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	確認申請のとき。		82の2	建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る特定建築基準適合審査	特定建築基準適合審査手数料	特定建築基準適合審査をする部分の床面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1,000平方メートル以内のもの 156,000円 (2) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 209,000円 (3) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 240,000円 (4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	確認申請のとき。	

改正後						改正前					
				319,000円 (5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円					319,000円 (5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円		
83	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	確認申請のとき。		83	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	確認申請のとき。	

改正後						改正前					
84	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	確認申請のとき。		84	建築基準法第6条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する確認又は同法第87条の4において準用する同法第6条第4項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	確認申請のとき。	
85	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する	工作物の築造に関する確認申請手数料	8,500円	確認申請のとき。		85	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する	工作物の築造に関する確認申請手数料	8,500円	確認申請のとき。	

改正後						改正前					
		同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査						同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請に対する審査			
86	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	4,300円	確認申請のとき。		86	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第4項の規定に基づく工作物に関する確認（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。）の申請に対する審査	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に関する確認申請手数料	4,300円	確認申請のとき。	

改正後					改正前				
87	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（90の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は91の項に掲げる額の手数料を加えた額）	検査申請のとき。	87	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する完了検査（90の項に掲げる場合を除く。）の申請に対する審査	完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は91の項に掲げる額の手数料を加えた額）	検査申請のとき。
		完了検査申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	（1） 30平方メートル以内のもの <u>15,000</u> 円				完了検査申請1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	（1） 30平方メートル以内のもの <u>11,000</u> 円	
		イ 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合	（2） 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>17,000</u> 円				イ 建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合	（2） 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>12,000</u> 円	

改正後						改正前					
			を除く。)						を除く。)		
			当該建築物に係る部分の床面積	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>25,000円</u>					当該建築物に係る部分の床面積	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>16,000円</u>	
			ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u>					ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>23,000円</u>	
			当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円					当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 37,000円	
				(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方						(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方	

改正後						改正前					
			の1を 乗じて 得た面 積	メートル以内 のもの 52,000円 (7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 124,000 円 (8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 199,000 円 (9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 396,000 円				の1を 乗じて 得た面 積	メートル以内 のもの 52,000円 (7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 124,000 円 (8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 199,000 円 (9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 396,000 円		
88	建築基準法第 7条第4項の 規定に基づく 昇降機（同法 第87条の4に 規定するもの	建築設備の設 置に関する完 了検査申請手 数料 イ 昇降機 （小荷物		13,000円	検査申 請のと き。	88	建築基準法第 7条第4項の 規定に基づく 昇降機（同法 第87条の4に 規定するもの	建築設備の設 置に関する完 了検査申請手 数料 イ 昇降機 （小荷物		13,000円	検査申 請のと き。

改正後							改正前						
		に限る。)に関する完了検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(91の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査	専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハイ及びロ以外の建築設備	8,600円 13,000円					に限る。)に関する完了検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条第4項の規定に基づく建築設備に関する完了検査(91の項に掲げる場合を除く。)の申請に対する審査	専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハイ及びロ以外の建築設備	8,600円 13,000円		
89	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料		9,600円	検査申請のとき。		89	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査	工作物の築造に関する完了検査申請手数料		9,600円	検査申請のとき。	
90	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第		検査申請のとき。		90	建築基準法第7条第4項の規定に基づく建築物に関する	中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に建築基準法第		検査申請のとき。	

[illegible]

改正後						改正前					
			る部分 の床面 積	え、100平方メ ートル以内の もの				る部分 の床面 積	え、100平方メ ートル以内の もの		
			ロ 建築物 を同一敷 地内にお いて移転 し、又は その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を した場合	<u>16,000</u> 円				ロ 建築物 を同一敷 地内にお いて移転 し、又は その大規 模の修繕 若しくは 大規模の 模様替を した場合	<u>11,000</u> 円		
			当該移 転又は 修繕若 しくは 模様替 に係る	(3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの				当該移 転又は 修繕若 しくは 模様替 に係る	(3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの		
			部分の 床面積 に2分 の1を 乗じて 得た面 積	<u>23,000</u> 円				部分の 床面積 に2分 の1を 乗じて 得た面 積	<u>15,000</u> 円		
				(4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの					(4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの		
				<u>29,000</u> 円					<u>21,000</u> 円		
				(5) 500平方メ ートルを超					(5) 500平方メ ートルを超		

改正後						改正前					
				え、1,000平方 メートル以内 のもの 36,000円					え、1,000平方 メートル以内 のもの 36,000円		
				(6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 49,000円					(6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 49,000円		
				(7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 115,000 円					(7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの 115,000 円		
				(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 186,000 円					(8) 10,000平 方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 186,000 円		
				(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 383,000					(9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 383,000		

改正後						改正前					
				円					円		
91	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機		13,000円 8,400円	検査申請のとき。	91	建築基準法第7条第4項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する完了検査の申請に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機	13,000円 8,400円	検査申請のとき。	
92	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額） （1） 30平方メ	検査申請のとき。		92	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査	建築物に関する中間検査申請手数料	中間検査申請1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額） （1） 30平方メ	検査申請のとき。	

改正後						改正前					
				一トル以内の もの 9,900円						一トル以内の もの 9,900円	
				(2) 30平方メ 一トルを超 え、100平方メ 一トル以内の もの 11,000円						(2) 30平方メ 一トルを超 え、100平方メ 一トル以内の もの 11,000円	
				(3) 100平方メ 一トルを超 え、200平方メ 一トル以内の もの 15,000円						(3) 100平方メ 一トルを超 え、200平方メ 一トル以内の もの 15,000円	
				(4) 200平方メ 一トルを超 え、500平方メ 一トル以内の もの 21,000円						(4) 200平方メ 一トルを超 え、500平方メ 一トル以内の もの 21,000円	
				(5) 500平方メ 一トルを超 え、1,000平方 メートル以内 のもの 34,000円						(5) 500平方メ 一トルを超 え、1,000平方 メートル以内 のもの 34,000円	
				(6) 1,000平方						(6) 1,000平方	

改正後						改正前					
				メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円					メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 46,000円		
				(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円					(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円		
				(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円					(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円		
				(9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円					(9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円		
93	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機	建築設備に関する中間検査申請手数料 イ 昇降機		12,000円	検査申請のとき。	93	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく昇降機	建築設備に関する中間検査申請手数料 イ 昇降機		12,000円	検査申請のとき。

改正後							改正前						
		(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する中間検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハイ及びロ以外の建築設備	8,300円 12,000円					(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する中間検査又は同法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機 ハイ及びロ以外の建築設備	8,300円 12,000円		
94	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料		9,100円	検査申請のとき。		94	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査	工作物に関する中間検査申請手数料		9,100円	検査申請のとき。	
95	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用		126,000円	認定申請のとき。		95	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用		126,000円	認定申請のとき。	

改正後						改正前					
		第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	認定申請手数料					第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	認定申請手数料		
95の2	建築基準法第18条第3項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定	計画通知のとき。		95の2	建築基準法第18条第3項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定	計画通知のとき。	

改正後						改正前					
			建築基準適合判定資格者である建築主事等が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額						建築基準適合判定資格者である建築主事等が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額		
		計画通知1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの					計画通知1件につき、次に掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じて右欄に定める額	(1) 30平方メートル以内のもの		
		イ 建築物を建築する場合 (ロに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除	<u>6,900</u> 円					イ 建築物を建築する場合 (ロに掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除	<u>5,600</u> 円		

改正後							改正前						
			く。) 当該建築物に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの					く。) 当該建築物に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
			ロ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。)	<u>13,000</u> 円					ロ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (同一敷地内において移転する場合を除く。)	<u>9,400</u> 円			
			当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの					当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			

改正後							改正前						
			を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)							を乗じて得た面積 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)			
			ハ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場			21,000円				ハ 建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場			14,000円

改正後							改正前						
			合を除く。)						合を除く。)				
			当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの					当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			
			ニ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その	<u>25,000</u> 円					ニ 適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その	<u>19,000</u> 円			

改正後							改正前						
			大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合							大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合			
			当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円					当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円	
				(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円						(6) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円	
				(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	146,000円						(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	146,000円	
				(8) 10,000平							(8) 10,000平		

改正後						改正前					
				方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円 (9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円					方メートルを 超え、50,000 平方メートル 以内のもの 249,000円 (9) 50,000平 方メートルを 超えるもの 474,000円		
95の 3	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく 建築物に関す る計画の通知 に対する審査 に係る特定建 築基準適合審 査	特定建築基準 適合審査手数 料	特定建築基準適合 審査をする部分の 床面積に応じ、次 に掲げる額 (1) 1,000平方 メートル以内 のもの 156,000円 (2) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 209,000円 (3) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの	計画通 知のと き。		95の 3	建築基準法第 18条第3項の 規定に基づく 建築物に関す る計画の通知 に対する審査 に係る特定建 築基準適合審 査	特定建築基準 適合審査手数 料	特定建築基準適合 審査をする部分の 床面積に応じ、次 に掲げる額 (1) 1,000平方 メートル以内 のもの 156,000円 (2) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 209,000円 (3) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの	計画通 知のと き。	

改正後						改正前					
				240,000円 (4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 319,000円 (5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円					240,000円 (4) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 319,000円 (5) 50,000平方メートルを超えるもの 587,000円		
95の4	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する計画又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合	建築設備の設置に関する計画通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	計画通知のとき。		95の4	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する計画又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画（建築設備を設置する場合	建築設備の設置に関する計画通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	9,600円 4,300円 9,600円	計画通知のとき。	

改正後						改正前					
		(次項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査						(次項に掲げる場合を除く。)に係るものに限る。)の通知に対する審査			
95の5	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する計画又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画(適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るもの	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料 イ 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	計画通知のとき。		95の5	建築基準法第18条第3項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する計画又は同法第87条の4において準用する同法第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する計画(適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るもの	適合することを認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する計画通知手数料 イ 昇降機(小荷物専用昇降機を除く。) ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備	5,400円 3,300円 5,400円	計画通知のとき。	

改正後						改正前					
		に限る。)の 通知に対する 審査						に限る。)の 通知に対する 審査			
95の 6	建築基準法第 88条第1項又 は第2項にお いて準用する 同法第18条第 3項の規定に 基づく工作物 に関する計画 (工作物を築 造する場合 (次項に掲げ る場合を除 く。)に係る ものに限 る。)の通知 に対する審査	工作物の築造 に関する計画 通知手数料	8,500円	計画通 知のと き。		95の 6	建築基準法第 88条第1項又 は第2項にお いて準用する 同法第18条第 3項の規定に 基づく工作物 に関する計画 (工作物を築 造する場合 (次項に掲げ る場合を除 く。)に係る ものに限 る。)の通知 に対する審査	工作物の築造 に関する計画 通知手数料	8,500円	計画通 知のと き。	
95の 7	建築基準法第 88条第1項又 は第2項にお いて準用する 同法第18条第 3項の規定に 基づく工作物 に関する計画 (適合するこ	適合すること を認められた 工作物の計画 の変更をして 工作物を築造 する場合に関 する計画通知 手数料	4,300円	計画通 知のと き。		95の 7	建築基準法第 88条第1項又 は第2項にお いて準用する 同法第18条第 3項の規定に 基づく工作物 に関する計画 (適合するこ	適合すること を認められた 工作物の計画 の変更をして 工作物を築造 する場合に関 する計画通知 手数料	4,300円	計画通 知のと き。	

改正後						改正前					
		とを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査						とを認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合に係るものに限る。)の通知に対する審査			
95の8	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事の完了(95の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	完了通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は95の12の項に掲げる額の手数料を加えた額)	完了通知のとき。		95の8	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事の完了(95の11の項に掲げる場合を除く。)の通知に対する審査	完了通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項又は95の12の項に掲げる額の手数料を加えた額)	完了通知のとき。	
		完了通知1件につき、次に掲げる区分に応じ、算出した床面積の合計に応じて	(1) 30平方メートル以内のもの					完了通知1件につき、次に掲げる区分に応じ、算出した床面積の合計に応じて	(1) 30平方メートル以内のもの		

改正後						改正前					
			右欄に定める額						右欄に定める額		
			イ 建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。)	<u>15,000</u> 円					イ 建築物を建築した場合 (同一敷地内において移転した場合を除く。)	<u>11,000</u> 円	
			当該建築に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの					当該建築に係る部分の床面積	(2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	
			ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移	<u>17,000</u> 円					ロ 建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移	<u>12,000</u> 円	
				(3) 100平方メ						(3) 100平方メ	

改正後							改正前							
			転又は 修繕若 しくは 模様替 に係る 部分の 床面積 に2分 の1を 乗じて 得た面 積	一トルを超 え、200平方メ 一トル以内の もの <u>25,000</u> 円 (4) 200平方メ 一トルを超 え、500平方メ 一トル以内の もの <u>31,000</u> 円 (5) 500平方メ 一トルを超 え、1,000平方 メートル以内 のもの 37,000円 (6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 52,000円 (7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの					転又は 修繕若 しくは 模様替 に係る 部分の 床面積 に2分 の1を 乗じて 得た面 積	一トルを超 え、200平方メ 一トル以内の もの <u>16,000</u> 円 (4) 200平方メ 一トルを超 え、500平方メ 一トル以内の もの <u>23,000</u> 円 (5) 500平方メ 一トルを超 え、1,000平方 メートル以内 のもの 37,000円 (6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 52,000円 (7) 2,000平方 メートルを超 え、10,000平 方メートル以 内のもの				

改正後						改正前					
				124,000 円					124,000 円		
				(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの					(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの		
				199,000 円					199,000 円		
				(9) 50,000平方メートルを超えるもの					(9) 50,000平方メートルを超えるもの		
				396,000 円					396,000 円		
95の9	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事の完了又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に基づく建築	建築設備の設置に関する完了通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備		13,000円	完了通知のとき。	95の9	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する工事の完了又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築	建築設備の設置に関する完了通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降機 ハ イ及びロ以外の建築設備		13,000円	完了通知のとき。
				8,600円					8,600円		
				13,000円					13,000円		

改正後						改正前					
		設備に関する 工事の完了 (95の11の項 に掲げる場合 を除く。)の 通知に対する 審査						設備に関する 工事の完了 (95の11の項 に掲げる場合 を除く。)の 通知に対する 審査			
95の 10	建築基準法第 88条第1項又 は第2項にお いて準用する 同法第18条第 21項の規定に 基づく工作物 に関する工事 の完了の通知 に対する審査	工作物の築造 に関する完了 通知手数料	9,600円	完了通 知のと き。		95の 10	建築基準法第 88条第1項又 は第2項にお いて準用する 同法第18条第 17項の規定に 基づく工作物 に関する工事 の完了の通知 に対する審査	工作物の築造 に関する完了 通知手数料	9,600円	完了通 知のと き。	
95の 11	建築基準法第 18条第21項の 規定に基づく 建築物に関す る工事の完了 の通知(当該 通知が同法第 7条の3第1 項の特定工程 に係る建築物 についてされ	中間検査を受 けた建築物の 完了通知手数 料	左欄に掲げる床面 積の合計に応じ、 次に掲げる額(通 知に建築基準法第 87条の4に規定す る昇降機に係る部 分が含まれる場合 においては、当該 昇降機1基につい て、95の9の項又 は次項に掲げる額	完了通 知のと き。		95の 11	建築基準法第 18条第17項の 規定に基づく 建築物に関す る工事の完了 の通知(当該 通知が同法第 7条の3第1 項の特定工程 に係る建築物 についてされ	中間検査を受 けた建築物の 完了通知手数 料	左欄に掲げる床面 積の合計に応じ、 次に掲げる額(通 知に建築基準法第 87条の4に規定す る昇降機に係る部 分が含まれる場合 においては、当該 昇降機1基につい て、95の9の項又 は次項に掲げる額	完了通 知のと き。	

改正後					改正前				
	るものである 場合に限る。 次項において 同じ。) に対 する審査	完了通知 1 件につき、 次に掲げる 区分に応じ て算出した 床面積の合 計に応じて 右欄に定め る額	の手数料を加えた 額) (1) 30平方メ ートル以内の もの			るものである 場合に限る。 次項において 同じ。) に対 する審査	完了通知 1 件につき、 次に掲げる 区分に応じ て算出した 床面積の合 計に応じて 右欄に定め る額	の手数料を加えた 額) (1) 30平方メ ートル以内の もの	
		イ 建築物 を建築し た場合 (同一敷 地内にお いて移転 した場合 を除 く。)	<u>12,000</u> 円				イ 建築物 を建築し た場合 (同一敷 地内にお いて移転 した場合 を除 く。)	<u>9,900</u> 円	
		当該建 築に係 る部分 の床面 積	(2) 30平方メ ートルを超 え、100平方メ ートル以内の もの				当該建 築に係 る部分 の床面 積	(2) 30平方メ ートルを超 え、100平方メ ートル以内の もの	
		ロ 建築物 を同一敷 地内にお	<u>16,000</u> 円				ロ 建築物 を同一敷 地内にお	<u>11,000</u> 円	

改正後						改正前					
			いて移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合						いて移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合		
			当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>23,000円</u>					当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積	(3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u>	
				(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>29,000円</u>						(4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>21,000円</u>	
				(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円						(5) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 36,000円	
				(6) 1,000平方メートルを超						(6) 1,000平方メートルを超	

改正後						改正前					
				え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円					え、2,000平方メートル以内のもの 49,000円		
				(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円					(7) 2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 115,000円		
				(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円					(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 186,000円		
				(9) 50,000平方メートルを超えるもの 383,000円					(9) 50,000平方メートルを超えるもの 383,000円		
95の12	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に	中間検査を受けた昇降機に関する完了通知手数料 イ 昇降機			完了通知のとき。 13,000円	95の12	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に	中間検査を受けた昇降機に関する完了通知手数料 イ 昇降機			完了通知のとき。 13,000円

改正後							改正前						
		規定するものに限る。)に関する工事の完了の通知に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機	8,400円					規定するものに限る。)に関する工事の完了の通知に対する審査	(小荷物専用昇降機を除く。)ロ 小荷物専用昇降機	8,400円		
95の13	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する審査	建築物に関する中間検査通知手数料	中間検査通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メ	検査通知のとき。			95の13	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査の通知に対する審査	建築物に関する中間検査通知手数料	中間検査通知1件につき、中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、次項に掲げる額の手数料を加えた額) (1) 30平方メートル以内のもの 9,900円 (2) 30平方メートルを超え、100平方メ	検査通知のとき。		

改正後							改正前						
				一トル以内の もの 11,000円 (3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの 15,000円 (4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの 21,000円 (5) 500平方メ ートルを超 え、1,000平方 メートル以内 のもの 34,000円 (6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 46,000円 (7) 2,000平方							一トル以内の もの 11,000円 (3) 100平方メ ートルを超 え、200平方メ ートル以内の もの 15,000円 (4) 200平方メ ートルを超 え、500平方メ ートル以内の もの 21,000円 (5) 500平方メ ートルを超 え、1,000平方 メートル以内 のもの 34,000円 (6) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平方 メートル以内 のもの 46,000円 (7) 2,000平方		

改正後						改正前					
				メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円					メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 104,000円		
				(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円					(8) 10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 167,000円		
				(9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円					(9) 50,000平方メートルを超えるもの 341,000円		
95の14	建築基準法第18条第29項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する中間検査又は同法第87条の4にお	建築設備に関する中間検査通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降		12,000円 8,300円	検査通知のとき。	95の14	建築基準法第18条第20項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）に関する中間検査又は同法第87条の4にお	建築設備に関する中間検査通知手数料 イ 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。） ロ 小荷物専用昇降		12,000円 8,300円	検査通知のとき。

改正後						改正前					
		いて準用する 同法第18条第 29 項の規定に 基づく建築設 備に関する中 間検査の通知 に対する審査	機 ハ イ及び ロ以外の 建築設備	12, 000円				いて準用する 同法第18条第 20 項の規定に 基づく建築設 備に関する中 間検査の通知 に対する審査	機 ハ イ及び ロ以外の 建築設備	12, 000円	
95の 15	建築基準法第 88条第1項に おいて準用す る同法第18条 第 29 項の規定 に基づく工作 物に関する中 間検査の通知 に対する審査	工作物に関す る中間検査通 知手数料		9, 100円	検査通 知のと き。	95の 15	建築基準法第 88条第1項に おいて準用す る同法第18条 第 20 項の規定 に基づく工作 物に関する中 間検査の通知 に対する審査	工作物に関す る中間検査通 知手数料		9, 100円	検査通 知のと き。
95の 16	建築基準法第 18条第 38 項第 1号又は第2 号（同法第87 条の4又は第 88条第1項若 しくは第2項 において準用 する場合を含 む。）の規定 に基づく仮使 用の認定の申	検査済証の交 付を受ける前 における国等 の建築物等の 仮使用認定申 請手数料		126, 000 円	認定申 請のと き。	95の 16	建築基準法第 18条第 24 項第 1号又は第2 号（同法第87 条の4又は第 88条第1項若 しくは第2項 において準用 する場合を含 む。）の規定 に基づく仮使 用の認定の申	検査済証の交 付を受ける前 における国等 の建築物等の 仮使用認定申 請手数料		126, 000 円	認定申 請のと き。

改正後						改正前					
		請に対する審査						請に対する審査			
95の17～137	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)		95の17～137	(略)	(略)	(略)	(略)	
138	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の5第14項第1号ロの規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付	社会福祉法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料	1 通につき300円	交付のとき。		138	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の5第12項第1号ロの規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付	社会福祉法人に対する寄附に係る所得税額の特別控除に関する証明手数料	1 通につき300円	交付のとき。	

改正後					改正前						
別表第2（第2条関係）					別表第2（第2条関係）						
事務	名称及び額				徴収時期	事務	名称及び額				徴収時期
第1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				認定申請のとき。	第1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				認定申請のとき。
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）										
第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新	1 申請に併せて区分長が指定する者（以下	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を含むものに限る。以下同じ。）		5,800円		第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新	1 申請に併せて区分長が指定する者（以下	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を含むものに限る。以下同じ。）		4,700円	
		(2) イ	住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円			(2) イ	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円

改正後							改正前						
築等 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	「適 合性 確認 機 関」 とい う。 ）が 作成 した 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第54 条第 1項 各号 に掲 げる 基準 に適 合して		<u>28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）</u>	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 上2,000平 方メートル未 満のもの	<u>23,800</u> 円		築等 計画 の認 定の 申請 に対 する 審査	「適 合性 確認 機 関」 とい う。 ）が 作成 した 都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第54 条第 1項 各号 に掲 げる 基準 に適 合して	<u>宅、 長屋 その 他一 戸建 て住 宅以 外の 住宅 をい う。 以下 同じ。 ）</u>		<u>建築物の 総戸数が 2戸以上 5戸以下 のもの</u>	<u>9,400</u> 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未 満のもの	<u>52,800</u> 円						<u>建築物の 総戸数が 6戸以上 10戸以下 のもの</u>	<u>16,000</u> 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メー トル未 満のもの	<u>94,700</u> 円						<u>建築物の 総戸数が 11戸以上 25戸以下 のもの</u>	<u>27,000</u> 円	

改正後								改正前							
ることを示す書類が提出された場合				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円			ることを示す書類が提出された場合				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円		
				削除	削除							建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円		
				削除	削除							建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円		
				削除	削除							建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円		
				削除	削除							建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円		
				削除	削除							建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円		
			削除	削除	削除						ロ 共用部分（住宅の用途に供する	当該部分の床面積の合計が	9,300円		

[illegible]

改正後								改正前							
													5,000平方 メートル 以内のも の		
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	126,000 円	
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート ル以内の もの	160,000 円	
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 25,000平	200,000 円	

改正後								改正前							
													<u>方メートルを超えるもの</u>		
				<u>ロ 非住宅部分（基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>未</u> 満のもの	<u>11,300</u> 円							<u>ハ 非住宅の部分（住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>以</u> 内	<u>9,300</u> 円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>以</u> 上1,000平方メートル <u>未</u> 満のもの	<u>19,500</u> 円								当該部分の床面積の合計が300平方メートル <u>を</u> <u>超</u> え1,000平方メートル <u>以</u> 内	<u>16,000</u> 円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル <u>以</u> 上2,000平方メートル <u>未</u> 満のもの	<u>31,600</u> 円								当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル <u>を</u> <u>超</u> え2,000平方メートル <u>以</u> 内	<u>26,000</u> 円

改正後							改正前						
				当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>以上</u> 5,000 平方メー トル <u>未満</u> のもの	<u>94,300</u> 円						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>を超え</u> 5,000平方 メートル <u>以内</u> のも の	<u>80,000</u> 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>以上</u> 10,000平 方メート ル <u>未満</u> の もの	<u>149,000</u> 円						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>を超え</u> 10,000平 方メート ル <u>以内</u> の もの	<u>126,000</u> 円	
				当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルのもの	<u>188,000</u> 円						当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ル <u>を超え</u> <u>25,000平</u> <u>方メート</u>	<u>160,000</u> 円	

改正後								改正前							
												ル以内の もの			
					削除		削除					当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メート ルを超え るもの	200,000 円		
			削除	削除			削除				(3)	建築物の延べ面積が300	9,300円		
											(1)	平方メートル以内のも			
											及び	の			
					削除		削除				(2)	建築物の延べ面積が300	16,000		
											以外	平方メートルを超え	円		
											の建	1,000平方メートル以内			
											築物	のもの			
					削除		削除					建築物の延べ面積が	26,000		
												1,000平方メートルを超	円		
												え2,000平方メートル以			
												内のもの			
					削除		削除					建築物の延べ面積が	80,000		
												2,000平方メートルを超	円		
												え5,000平方メートル以			
												内のもの			
					削除		削除					建築物の延べ面積が	126,000		
												5,000平方メートルを超	円		
												え10,000平方メートル			
												以内のもの			

改正後						改正前					
				削除	削除					建築物の延べ面積が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メー トル以内のもの	160,000 円
				削除	削除					建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを 超えるもの	200,000 円
	2 1 以外 の場 合	(1) 一戸 建て 住宅	誘導仕様基 準（住宅部 分の外壁、 窓等を通し ての熱の損 失の防止に 関する誘導 基準及び一 次エネルギ ー消費量に 関する誘導 基準（令和 4年国土交 通省告示第 1106号）に 規定する基 準をいう。 以下同 じ。）によ る場合	当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	20,700 円		2 1 以外 の場 合	(1) 一戸 建て 住宅	誘導仕様基 準（住宅部 分の外壁、 窓等を通し ての熱の損 失の防止に 関する誘導 基準及び一 次エネルギ ー消費量に 関する誘導 基準（令和 4年国土交 通省告示第 1106号）に 規定する基 準をいう。 以下同 じ。）によ る場合	新設	21,000 円
				当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	22,200 円					新設	新設

改正後							改正前									
				仕様・計算 併用法（住 宅部分の基 準省令第1 条第1項第 2号イ(1)の 外皮平均熱 貫流率及び 冷房期の平 均日射熱取 得率（以下 「外皮性 能」とい う。）を誘 導仕様基準 により評価 し、住宅部 分の基準省 令第1条第 1項第1号 イの一次エ ネルギー消 費量（以下 「一次エネ ルギー消費 量」とい う。）を基 準省令第10	当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	30,100 円						新設	新設	新設		
					当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	33,200 円							新設		新設	

改正後							改正前												
				<u>条第 2 号ロ</u> <u>(1)の基準に</u> <u>より評価す</u> <u>る方法又は</u> <u>住宅部分の</u> <u>外皮性能を</u> <u>基準省令第</u> <u>10条第 2 号</u> <u>イ(1)の基準</u> <u>により評価</u> <u>し、一次エ</u> <u>ネルギー消</u> <u>費量に係る</u> <u>基準への適</u> <u>合を誘導仕</u> <u>様基準によ</u> <u>り評価する</u> <u>方法をい</u> <u>う。以下こ</u> <u>の項及び第</u> <u>2 の項並び</u> <u>に別表第 3</u> <u>第 4 の項及</u> <u>び第 5 の項</u> <u>において同</u> <u>じ。)</u> <u>によ</u> <u>る場合</u>															
				<u>標準計算法</u>	<u>当該部分の</u>	<u>40,200</u>											<u>誘導仕様基</u>	<u>新設</u>	<u>35,000</u>

改正後										改正前									
					(基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び第2の項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	円							準以外による場合		円			
						当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900円								新設		新設		
			(2)	イ	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円							(2)	イ	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円	
			(1)以外の建築物	住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円							共同住宅等	住戸の部分		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円	

改正後										改正前									
						<u>ル未満の もの</u>													
						<u>当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの</u>	<u>120,000</u> 円									<u>建築物の 総戸数が 6戸以上 10戸以下 のもの</u>	<u>56,000</u> 円		
						<u>当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上のも の</u>	<u>183,000</u> 円									<u>建築物の 総戸数が 11戸以上 25戸以下 のもの</u>	<u>80,000</u> 円		
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの</u>	<u>120,000</u> 円		
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>建築物の 総戸数が 51戸以上</u>	<u>182,000</u> 円		

改正後										改正前									
						方メートル未満のもの													
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000 円									新設		新設	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000 円									新設		新設	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	304,000 円									新設		新設	

改正後								改正前							
					標準計 算法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの	<u>81,000</u> 円						誘導仕 様基準 以外に よる場 合	建築物の 総戸数が 1戸のも の	<u>35,000</u> 円
						当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満の もの	<u>135,000</u> 円							建築物の 総戸数が 2戸以上 5戸以下 のもの	<u>69,000</u> 円
						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	<u>229,000</u> 円							建築物の 総戸数が 6戸以上 10戸以下 のもの	<u>97,000</u> 円
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方	<u>329,000</u> 円							建築物の 総戸数が 11戸以上 25戸以下	<u>137,000</u> 円

改正後								改正前							
						メートル 以上 10,000平 方メート ル未満の もの								のもの	
						当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルのもの	390,000 円							建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの	197,000 円
						削除	削除							建築物の 総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの	283,000 円
						削除	削除							建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	385,000 円
						削除	削除							建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	508,000 円
						削除	削除							建築物の	600,000

改正後										改正前									
																総戸数が 301戸以上 のもの	円		
				削除		削除		削除							ロ 共用部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	109,000 円		
						削除		削除								当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの	138,000 円		
						削除		削除								当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の	180,000 円		

改正後								改正前								
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	280,000 円		
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	359,000 円		
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート	429,000 円		

[illegible]

改正後										改正前									
					<u>令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用</u>	<u>メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>													
					<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>276,000円</u>											<u>新設</u>	<u>新設</u>	
					<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>361,000円</u>											<u>新設</u>	<u>新設</u>	
					<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの</u>	<u>434,000円</u>											<u>新設</u>	<u>新設</u>	

改正後										改正前									
					<u>いる</u>	<u>方メート</u>													
					<u>べき</u>	<u>ルのもの</u>													
					<u>もの</u>														
					<u>とし</u>														
					<u>て国</u>														
					<u>土交</u>														
					<u>通大</u>														
					<u>臣が</u>														
					<u>定め</u>														
					<u>る建</u>														
					<u>築物</u>														
					<u>を用</u>														
					<u>いて</u>														
					<u>評価</u>														
					<u>する</u>														
					<u>方法</u>														
					<u>をい</u>														
					<u>う。</u>														
					<u>以下</u>														
					<u>この</u>														
					<u>項並</u>														
					<u>びに</u>														
					<u>別表</u>														
					<u>第3</u>														
					<u>第4</u>														
					<u>の項</u>														
					<u>及び</u>														
					<u>第5</u>														

改正後										改正前									
					<u>の項</u>														
					<u>にお</u>														
					<u>いて</u>														
					<u>同</u>														
					<u>じ。</u>														
					<u>)に</u>														
					<u>よる</u>														
					<u>場合</u>														
					<u>標準入</u>	当該部分	<u>266,000</u>							<u>新設</u>	当該部分	<u>242,000</u>			
					<u>力法等</u>	の床面積	円								の床面積	円			
					<u>(実際</u>	の合計が									の合計が				
					<u>の設計</u>	300平方メ									300平方メ				
					<u>仕様の</u>	ートル未									ートル以				
					<u>条件を</u>	満のもの									内)のもの				
					<u>基に算</u>														
					<u>定した</u>	当該部分	<u>334,000</u>								当該部分	<u>300,000</u>			
					<u>一次エ</u>	の床面積	円								の床面積	円			
					<u>ネルギー</u>	の合計が									の合計が				
					<u>一消費</u>	300平方メ									300平方メ				
					<u>量及び</u>	ートル以									ートルを				
					<u>屋内周</u>	上1,000平									超え1,000				
					<u>囲空間</u>	方メート									平方メー				
					<u>の年間</u>	ル未満)の									トル以内				
					<u>熱負荷</u>	もの									のもの				
					<u>を用い</u>	当該部分	<u>431,000</u>								当該部分	<u>384,000</u>			
					<u>て評価</u>	の床面積	円								の床面積	円			
					<u>する方</u>	の合計が									の合計が				
					<u>法をい</u>	1,000平方									1,000平方				
					<u>う。以</u>	メートル									メートル				

改正後								改正前							
					下この項並びに別表第3第4の項及び第5の項において同じ。)による場合	以上2,000平方メートル未満のもの							を超え2,000平方メートル以内のもの		
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000 円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000 円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000 円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000 円	
						当該部分の床面積の合計が	896,000 円						当該部分の床面積の合計が	789,000 円	

改正後										改正前									
						10,000平方メートルのもの									10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの				
						削除	削除								当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円			
			削除	削除			削除							(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円			
														(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円			
															建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円			
															建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円			

改正後							改正前						
				削除	削除					内のもの			
										建築物の延べ面積が 5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	670,000 円		
				削除	削除					建築物の延べ面積が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メート ル以内のもの	789,000 円		
				削除	削除					建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを 超えるもの	900,000 円		
第2	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第55 条第 1項 の規 定に 基づ く低	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭 素化の促進に関する法律第55条第2項におい て準用する同法第54条第2項の規定に基づく 申出があった場合においては、1の建築物に ついて別表第1の95の2の項に掲げる額（申 請に係る計画に特定建築基準適合審査をする 部分が含まれる場合においては当該部分ごと に同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係 る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1基について同表の95の4の項又は95の5の 項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料 を加えた額）	変更認 定申請 のとき。				第2	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第55 条第 1項 の規 定に 基づ く低	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭 素化の促進に関する法律第55条第2項におい て準用する同法第54条第2項の規定に基づく 申出があった場合においては、1の建築物に ついて別表第1の95の2の項に掲げる額（申 請に係る計画に特定建築基準適合審査をする 部分が含まれる場合においては当該部分ごと に同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係 る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1基について同表の95の4の項又は95の5の 項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料 を加えた額）	変更認 定申請 のとき。			

改正後						改正前					
炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合している	(1) 一戸建て住宅		4,100円		炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合している	(1) 一戸建て住宅		3,300円	
		(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円				(2) イ 住宅部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円	
		<u>(1) 以外の建築物</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円	
			当該部分の床面積の合計が	66,500円					建築物の総戸数が11戸以上	19,000円	

改正後								改正前							
		ことを示す書類が提出された場合			<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>					ことを示す書類が提出された場合			<u>25戸以下のもの</u>		
					<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの</u>	<u>83,500</u> 円							<u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	<u>32,000</u> 円	
					<u>削除</u>	<u>削除</u>							<u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	<u>58,000</u> 円	
					<u>削除</u>	<u>削除</u>							<u>建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの</u>	<u>93,000</u> 円	
					<u>削除</u>	<u>削除</u>							<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	<u>122,000</u> 円	

改正後							改正前						
					削除	削除					建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	134,000 円	
			削除		削除	削除			ロ 共用部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	6,500円		
					削除	削除				当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの	11,000 円		
					削除	削除				当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも	18,000 円		

改正後								改正前							
					削除	削除							の 当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル を超え 5,000平方 メートル 以内のも の	56,000 円	
					削除	削除							の 当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル を超え 10,000平 方メート ル以内の もの	88,000 円	
					削除	削除							当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平	112,000 円	

改正後								改正前							
													方メートル以内のもの		
					削除	削除							当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
					ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円						ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円							当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
						当該部分の床面積の合計が	22,200円							当該部分の床面積の合計が	18,000円

改正後								改正前							
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの							1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>66,100</u> 円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>56,000</u> 円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>104,000</u> 円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>88,000</u> 円		
					当該部分	<u>132,000</u>						当該部分	<u>112,000</u>		

改正後								改正前							
					の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルのもの	円						の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルを超え 25,000平 方メート ル以内の もの		円	
					削除	削除						当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メート ルを超え るもの	140,000	円	
		削除	削除			削除			(3)	建築物の延べ面積が300	6,500円				
									(1)	平方メートル以内のも					
									及び	の					
					削除	削除			(2)	建築物の延べ面積が300	11,000				
									以外	平方メートルを超え	円				
									の建	1,000平方メートル以内					
					削除	削除			築物	のもの					
										建築物の延べ面積が	18,000				
										1,000平方メートルを超	円				
										え2,000平方メートル以					
										内のもの					
					削除	削除				建築物の延べ面積が	56,000				

改正後						改正前					
										2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	円
				削除	削除					建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
				削除	削除					建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
				削除	削除					建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
	2 1 以外 の場合	(1) 一戸 建て 住宅	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円		2 1 以外 の場合	(1) 一戸 建て 住宅	誘導仕様基準による場合	新設	15,000円
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円					新設	新設
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル	21,100円				新設	新設	新設

改正後							改正前						
					未満のもの								
					当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	23,300 円					新設	新設	
				標準計算法 による場合	当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	28,300 円				誘導仕様基 準以外によ る場合	新設	18,000 円	
					当該部分の 床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	31,500 円					新設	新設	
		(2) <u>(1)</u> 以 外の建 築物	イ 住 宅部 分	誘導仕 様基準 による 場合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの	26,800 円			(2) <u>共同 住宅 等</u>	イ 住 戸の 部分	誘導仕 様基準 による 場合	建築物の 総戸数が 1戸のも の	15,000 円
					当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ	46,500 円						建築物の 総戸数が 2戸以上 5戸以下	27,000 円

改正後										改正前									
						一トル以 上2,000平 方メート ル未満の もの												<u>のもの</u>	
						当該部分 の床面積 の合計が 2,000 平 方メート ル 以 上 5,000 平 方メート ル未満の もの	<u>84,800</u> 円											建築物の 総戸数が 6 戸以上 10戸以下 のもの	<u>40,000</u> 円
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000 平 方メート ル以上の もの	<u>127,000</u> 円											建築物の 総戸数が 11戸以上 25戸以下 のもの	<u>56,000</u> 円
						削除	削除											建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの	<u>85,000</u> 円
						削除	削除											建築物の 総戸数が	<u>128,000</u> 円

改正後								改正前							
														51戸以上 100戸以下 のもの	
					削除	削除								建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	184,000 円
					削除	削除								建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	241,000 円
					削除	削除								建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	278,000 円
				仕様・ 計算併 用法に よる場 合	当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル未 満のもの	42,000 円						新設	新設	新設	
					当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以	70,500 円							新設	新設	

改正後										改正前									
						上2,000平方メートル未満のもの													
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000円									新設		新設	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円									新設		新設	
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル	213,000円									新設		新設	

改正後								改正前							
						<u>ルのもの</u>									
						<u>標準計</u>	<u>当該部分</u>	<u>56,800</u>					<u>誘導仕</u>	<u>建築物の</u>	<u>18,000</u>
						<u>算法に</u>	<u>の床面積</u>	円					<u>様基準</u>	<u>総戸数が</u>	円
						<u>による場</u>	<u>の合計が</u>						<u>以外に</u>	<u>1戸のも</u>	
						<u>合</u>	<u>300平方メ</u>						<u>よる場</u>	<u>の</u>	
							<u>ートル未</u>								
							<u>満のもの</u>								
							<u>当該部分</u>	<u>94,600</u>						<u>建築物の</u>	<u>37,000</u>
							<u>の床面積</u>	円						<u>総戸数が</u>	円
							<u>の合計が</u>							<u>2戸以上</u>	
							<u>300平方メ</u>							<u>5戸以下</u>	
							<u>ートル以</u>							<u>のもの</u>	
							<u>上2,000平</u>								
							<u>方メート</u>								
							<u>ル未満の</u>								
							<u>もの</u>								
							<u>当該部分</u>	<u>161,000</u>						<u>建築物の</u>	<u>52,000</u>
							<u>の床面積</u>	円						<u>総戸数が</u>	円
							<u>の合計が</u>							<u>6戸以上</u>	
							<u>2,000平</u>							<u>10戸以下</u>	
							<u>方メート</u>							<u>のもの</u>	
							<u>ル以上</u>								
							<u>5,000平</u>								
							<u>方メート</u>								
							<u>ル未満の</u>								
							<u>もの</u>								
							<u>当該部分</u>	<u>231,000</u>						<u>建築物の</u>	<u>74,000</u>
							<u>の床面積</u>	円						<u>総戸数が</u>	円
							<u>の合計が</u>							<u>11戸以上</u>	

改正後								改正前							
						5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの								25戸以下 のもの	
						当該部分 の床面積 の合計が 10,000平方 メートルのもの	273,000 円							建築物の 総戸数が 26戸以上 50戸以下 のもの	108,000 円
						削除	削除							建築物の 総戸数が 51戸以上 100戸以下 のもの	159,000 円
						削除	削除							建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	221,000 円
						削除	削除							建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	291,000 円

改正後								改正前							
						削除	削除					建築物の 総戸数が 301戸以上 のもの	342,000 円		
				削除		削除	削除					ロ 共用部分 当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートル以 内のもの	57,000 円		
						削除	削除					当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの	72,000 円		
						削除	削除					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも	96,000 円		

改正後								改正前							
					削除	削除							の		
													当該部分	156, 000	
													の床面積 の合計が 2, 000平方 メートル を超え 5, 000平方 メートル 以内のも の	円	
					削除	削除							の		
													当該部分	205, 000	
													の床面積 の合計が 5, 000平方 メートル を超え 10, 000平 方メート ル以内の もの	円	
					削除	削除							の		
													当該部分	247, 000	
													の床面積 の合計が 10, 000平 方メート ルを超え 25, 000平	円	

[illegible]

改正後										改正前									
						1,000平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの													
						当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 のもの	193,000 円									新設		新設	
						当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル 以上 10,000平 方メート ル未満の もの	253,000 円									新設		新設	
						当該部分 の床面積 の合計が	304,000 円									新設		新設	

改正後								改正前							
						10,000平方メートルのもの									
						標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円					新設	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
							当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
							当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円

改正後								改正前							
					当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>以上</u> 5,000 平方メー トル <u>未満</u> のもの	<u>430,000</u> 円							当該部分 の床面積 の合計が 2,000平方 メートル <u>を超え</u> 5,000平方 メートル <u>以内</u> のも の	<u>290,000</u> 円	
					当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>以上</u> 10,000平 方メート ル <u>未満</u> の もの	<u>531,000</u> 円							当該部分 の床面積 の合計が 5,000平方 メートル <u>を超え</u> 10,000平 方メート ル <u>以内</u> の もの	<u>361,000</u> 円	
					当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ルのもの	<u>627,000</u> 円							当該部分 の床面積 の合計が 10,000平 方メート ル <u>を超え</u> <u>25,000平</u> <u>方メート</u>	<u>427,000</u> 円	

改正後								改正前							
													ル以内の もの		
						削除	削除						当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メート ルを超え るもの	491,000 円	
			削除	削除			削除						(3) 建築物の延べ面積が300 (1) 平方メートル以内のも 及びの	123,000 円	
				削除			削除						(2) 建築物の延べ面積が300 以外 平方メートルを超え の建 1,000平方メートル以内 築物 のもの	154,000 円	
				削除			削除						建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの	198,000 円	
				削除			削除						建築物の延べ面積が 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以 内のもの	290,000 円	
				削除			削除						建築物の延べ面積が 5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以内のもの	361,000 円	

改正後							改正前						
				削除	削除					建築物の延べ面積が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メート ル以内のもの	427,000 円		
				削除	削除					建築物の延べ面積が 25,000平方メートルを 超えるもの	491,000 円		
備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、 <u>住戸の数が1である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分</u> の手数料の額は、 <u>第1の項1の(1)若しくは2の(1)又は第2の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。</u>							備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、 <u>共同住宅等の申請の場合</u> の手数料の額は、 <u>住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。</u>						

改正後				改正前				
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）				
事務	名称及び額			徴収 時期	事務	名称及び額		徴収 時期
<u>第1</u> <u>建築物</u> <u>のエネ</u> <u>ルギー</u> <u>消費性</u> <u>能の向</u> <u>上等に</u> <u>関する</u> <u>法律</u> <u>（平成</u> <u>27年法</u> <u>律第53</u> <u>号。以</u> <u>下「建</u> <u>築物省</u> <u>エネ</u> <u>法」と</u> <u>い</u> <u>う。）</u> <u>第11条</u> <u>第1項</u> <u>ただし</u> <u>書又は</u> <u>第12条</u>	<u>仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料</u> <u>建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に</u> <u>関する確認の申請に対する審査又は第18条第3</u> <u>項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対</u> <u>する審査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外</u> <u>壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準</u> <u>及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28</u> <u>年国土交通省告示第266号）をいう。以下同</u> <u>じ。）又は誘導仕様基準の審査手数料の額は、次</u> <u>の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</u>			<u>確認</u> <u>申請</u> <u>又は</u> <u>計画</u> <u>通知</u> <u>のと</u> <u>き。</u>	<u>新設</u> <u>新設</u>	<u>新設</u> <u>新設</u>		<u>新設</u>
	<u>1 一戸建て住</u> <u>宅</u>	<u>当該部分の床面積の合</u> <u>計が30平方メートル以</u> <u>内のもの</u>	<u>2,500</u> <u>円</u>		<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	
		<u>当該部分の床面積の合</u> <u>計が30平方メートルを</u> <u>超え100平方メートル以</u> <u>内のもの</u>	<u>4,700</u> <u>円</u>			<u>新設</u>	<u>新設</u>	
		<u>当該部分の床面積の合</u> <u>計が100平方メートルを</u> <u>超え200平方メートル以</u> <u>内のもの</u>	<u>7,800</u> <u>円</u>			<u>新設</u>	<u>新設</u>	

改正後					改正前				
第2項 ただし 書の規定に基 づく審査(同 法第11 条に規定する 特定建築行為 が建築物のエ ネルギー消費 性能の向上等 に関する法律 施行規則(平成28年 国土交通省令 第5号)第2条第 1項第		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	9,400 円				新設		新設
	2 1以外の住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300 円			新設	新設		新設
		当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200 円				新設		新設
		当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300 円				新設		新設
		当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900 円				新設		新設
		当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300 円				新設		新設
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300 円				新設		新設
		当該部分の床面積の合計	50,100				新設		新設

改正後						改正前						
<u>1号イ又はロに該当する場合に限る。)</u>		<u>計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>		<u>円</u>								
		<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</u>		<u>68,900円</u>				<u>新設</u>		<u>新設</u>		
<u>第2 建築物省エネ法第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>				<u>計画提出又は計画通知のとき。</u>	<u>第1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>				<u>計画提出又は計画通知のとき。</u>	
	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</u>						<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</u>					
	<u>1 計画提出又は計画通知に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に</u>	<u>(1) 一戸建て住宅</u>		<u>5,800円</u>			<u>1 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下</u>			<u>新設</u>		<u>新設</u>
		<u>(2) イ 住宅部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,300円</u>			<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>		
			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>23,800円</u>					<u>新設</u>	<u>新設</u>		
			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>52,800円</u>					<u>新設</u>	<u>新設</u>		
			<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,700円</u>					<u>新設</u>	<u>新設</u>		

改正後							改正前						
性判定	適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ロ 非住宅部分	方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				省エネ法」という。)	この表において同じ。)					
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	119,000円			第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		新設		新設		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300円				用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉	新設	新設	新設		
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円						当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円		
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円						当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円						当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円		
			当該部分の床面積	149,000						当該非住宅部分の	128,000		

改正後						改正前							
				の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>0</u> 円			<u>庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。の</u>		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>0</u> 円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	<u>188,000</u> 円					当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が10,000平方メートル <u>以上25,000平方メートル未満</u> のもの	<u>161,000</u> 円		
				<u>削除</u>	<u>削除</u>					当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>201,000</u> 円		

改正後								改正前							
										<u>みで ある 建築 物の 当該 非住 宅部 分</u>					
2	1	(1)	<u>仕様基準</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>20,700</u>			2	1	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>		<u>新設</u>	
			<u>又は誘 導仕様 基準に よる場 合</u>	<u>の合計が200平方 メートル未満のもの</u>	<u>円</u>										
				<u>当該部分の床面積</u>	<u>22,200</u>							<u>新設</u>		<u>新設</u>	
				<u>の合計が200平方 メートル以上のもの</u>	<u>円</u>										
			<u>仕様・計 算併用 法（住 宅部分</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>30,100</u>						<u>新設</u>	<u>新設</u>		<u>新設</u>	
			<u>の外皮</u>	<u>の合計が200平方 メートル未満のもの</u>	<u>円</u>										
			<u>性能を 仕様基 準若し くは誘 導仕様 基準に より評</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>33,200</u>							<u>新設</u>		<u>新設</u>	
				<u>の合計が200平方 メートル以上のもの</u>	<u>円</u>										

改正後								改正前							
				<u>価し、</u>											
				<u>住宅部</u>											
				<u>分の一</u>											
				<u>次エネ</u>											
				<u>ルギー</u>											
				<u>消費量</u>											
				<u>を基準</u>											
				<u>省令第</u>											
				<u>1条第</u>											
				<u>1項第</u>											
				<u>2号ロ</u>											
				<u>(一)若し</u>											
				<u>くは第</u>											
				<u>10条第</u>											
				<u>2号ロ</u>											
				<u>(一)の基</u>											
				<u>準によ</u>											
				<u>り評価</u>											
				<u>する方</u>											
				<u>法又は</u>											
				<u>住宅部</u>											
				<u>分の外</u>											
				<u>皮性能</u>											
				<u>を基準</u>											
				<u>省令第</u>											
				<u>1条第</u>											
				<u>1項第</u>											
				<u>2号イ</u>											

改正後								改正前							
				<u>(一)若し</u>											
				<u>くは第</u>											
				<u>10条第</u>											
				<u>2号イ</u>											
				<u>(一)の基</u>											
				<u>準によ</u>											
				<u>り評価</u>											
				<u>し、一</u>											
				<u>次エネ</u>											
				<u>ルギー</u>											
				<u>消費量</u>											
				<u>に係る</u>											
				<u>基準へ</u>											
				<u>の適合</u>											
				<u>を仕様</u>											
				<u>基準若</u>											
				<u>しくは</u>											
				<u>誘導仕</u>											
				<u>様基準</u>											
				<u>により</u>											
				<u>評価す</u>											
				<u>る方法</u>											
				<u>をい</u>											
				<u>う。以</u>											
				<u>下この</u>											
				<u>項、第</u>											
				<u>3の項</u>											
				<u>及び第</u>											

改正後								改正前							
				<u>6の項</u> <u>におい</u> <u>て同</u> <u>じ。)</u> <u>による</u> <u>場合</u>											
				<u>標準計算</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>40,200</u>						<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	
				<u>法（基</u>	<u>の合計が200平方</u>	<u>円</u>									
				<u>準省令</u>	<u>メートル未満のも</u>										
				<u>第1条</u>	<u>の</u>										
				<u>第1項</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>44,900</u>						<u>新設</u>	<u>新設</u>		
				<u>第2号</u>	<u>の合計が200平方</u>	<u>円</u>									
				<u>イ(一)及</u>	<u>メートル以上のも</u>										
				<u>びロ(一)</u>	<u>の</u>										
				<u>により</u>											
				<u>評価す</u>											
				<u>る方法</u>											
				<u>又は基</u>											
				<u>準省令</u>											
				<u>第10条</u>											
				<u>第2号</u>											
				<u>イ(一)及</u>											
				<u>びロ(一)</u>											
				<u>の基準</u>											
				<u>により</u>											
				<u>評価す</u>											
				<u>る方法</u>											
				<u>をい</u>											

改正後								改正前							
				<u>う。以下この項、第3の項及び第6の項において同じ。）による場合</u>											
			(2)	イ	仕様	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円				新設	新設	新設	新設	新設
			(1)	住宅部分	基準又は誘導仕様基準による	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円				新設	新設	新設	新設	新設
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円						新設	新設	新設

改正後							改正前						
					場 合	当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000円					新設	新設
					仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る 場 合 合	当該部分の床面積 の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円					新設	新設
						当該部分の床面積 の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円					新設	新設
						当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円					新設	新設
						当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円					新設	新設
						当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートル以上のもの	304,000円					新設	新設

改正後							改正前						
					<u>標準</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>81,000</u>				<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>
					<u>計</u>	<u>の合計が300平方</u>	<u>円</u>						
					<u>算</u>	<u>メートル未満のも</u>							
					<u>法</u>	<u>の</u>							
					<u>に</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>135,00</u>				<u>新設</u>	<u>新設</u>	
					<u>よ</u>	<u>の合計が300平方</u>	<u>0円</u>						
					<u>る</u>	<u>メートル以上</u>							
					<u>場</u>	<u>2,000平方メート</u>							
					<u>合</u>	<u>ル未満のもの</u>							
						<u>当該部分の床面積</u>	<u>229,00</u>				<u>新設</u>	<u>新設</u>	
						<u>の合計が2,000平</u>	<u>0円</u>						
						<u>方メートル以上</u>							
						<u>5,000平方メート</u>							
						<u>ル未満のもの</u>							
						<u>当該部分の床面積</u>	<u>329,00</u>				<u>新設</u>	<u>新設</u>	
						<u>の合計が5,000平</u>	<u>0円</u>						
						<u>方メートル以上</u>							
						<u>10,000平方メート</u>							
						<u>ル未満のもの</u>							
						<u>当該部分の床面積</u>	<u>390,00</u>				<u>新設</u>	<u>新設</u>	
						<u>の合計が10,000平</u>	<u>0円</u>						
						<u>方メートルのもの</u>							
					<u>ロ 非住</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>11,300</u>				<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>
					<u>宅部分</u>	<u>の合計が300平方</u>	<u>円</u>						
					<u>の用途</u>	<u>メートル未満のも</u>							
					<u>が工場</u>	<u>の</u>							

改正後							改正前						
				等(工	当該部分の床面積	19,500						新設	新設
				場、危	の合計が300平方	円							
				険物の	メートル以上								
				貯蔵又	1,000平方メート								
				は処理	ル未満のもの								
				に供す	当該部分の床面積	31,600						新設	新設
				るも	の合計が1,000平	円							
				の、水	方メートル以上								
				産物の	2,000平方メート								
				増殖場	ル未満のもの								
				又は養									
				殖場、									
				倉庫、									
				卸売市									
				場及び	当該部分の床面積	94,300						新設	新設
				火葬	の合計が2,000平	円							
				場、と	方メートル以上								
				畜場、	5,000平方メート								
				汚物処	ル未満のもの								
				理場、									
				ごみ焼									
				却場そ									
				の他の									
				処理施	当該部分の床面積	149,00						新設	新設
				設をい	の合計が5,000平	0円							
				う。以	方メートル以上								
				下同	10,000平方メート								
				じ。)									

改正後									改正前								
				<u>のみの</u>	<u>ル未満のもの</u>												
				<u>場合</u>													
					<u>当該部分の床面積</u>	<u>188,00</u>								<u>新設</u>		<u>新設</u>	
					<u>の合計が10,000平</u>	<u>0円</u>											
					<u>方メートルのもの</u>												

改正後								改正前							
				ハ	モデル	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	102,00 0円					新	(1)	新設	新設
				ロ	建物法（							置	モデル		
				以外	一次エ								建物法（		
				の	ネルギ								建築物		
				非	ー消費								エ		
				住	量の								ネ		
				宅	の算出								ル		
				部	に用い								ギ		
				分	るべき								ー		
				の	標準								消		
				場									費		
				合									性		
													能		
													基		
													準		
													等		
													を		
													定		
													め		
													る		

改正後						改正前										
					的 な 建 築 物 を 用 い て 評 価 す る 方 法 を い う 。 以 下 こ の <u>項</u> <u>、</u> <u>第</u> <u>3</u>	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メート ル未満のもの	<u>129,00</u> <u>0</u> 円					<u>省</u> <u>令</u> <u>（</u> <u>平</u> <u>成</u> <u>28</u> <u>年</u> <u>経</u> <u>済</u> <u>産</u> <u>業</u> <u>省</u> <u>・</u> <u>国</u> <u>土</u> <u>交</u> <u>通</u> <u>省</u> <u>令</u> <u>第</u> <u>1</u> <u>号</u> <u>。</u> <u>以</u> <u>下</u> <u>こ</u> <u>の</u>	当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が (300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	<u>110,70</u> <u>0</u> 円		

改正後						改正前								
					<u>の項及び第6</u> 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>の項</u> 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 同じ。) による 場合 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	<u>171,000</u> <u>0</u>円 <u>276,000</u> <u>0</u>円 <u>361,000</u> <u>0</u>円 <u>434,000</u> <u>0</u>円					<u>表に</u> 当該<u>非住宅</u>部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>の省令</u> 当該<u>非住宅</u>部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>。第1条第1項第1号イ</u> 当該<u>非住宅</u>部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>1</u> 当該<u>非住宅</u>部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>145,700</u> <u>0</u>円 <u>235,700</u> <u>0</u>円 <u>309,000</u> <u>0</u>円 <u>371,000</u> <u>0</u>円		

改正後							改正前									
						<u>削除</u>							<u>に</u>	<u>当該非住宅部分の</u>	<u>435,00</u>	
													<u>規</u>	<u>床面積の合計が</u>	<u>0</u>	<u>円</u>
													<u>定</u>	<u>25,000平方メート</u>		
													<u>す</u>	<u>ル以上のもの</u>		
													<u>る</u>			
													<u>一</u>			
													<u>次</u>			
													<u>エ</u>			
													<u>ネ</u>			
													<u>ル</u>			
													<u>ギ</u>			
													<u>一</u>			
													<u>消</u>			
													<u>費</u>			
													<u>量</u>			
													<u>(</u>			
													<u>以</u>			
													<u>下</u>			
													<u>こ</u>			
													<u>の</u>			
													<u>表</u>			
													<u>に</u>			
													<u>お</u>			
													<u>い</u>			
													<u>て</u>			
													<u>「</u>			
													<u>一</u>			
													<u>次</u>			

[illegible]

改正後										改正前									

建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（第3の部及び

改正後										改正前									

第4の部を除く。）において同じ。）による場合

改正後							改正前							
					標準 入 力 法 等 （ 実 際 の 設 計 仕 様 の 条 件 を 基 に 算 定 し た 一 次 エ	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	266, 00 0円					(2) 新設	新設	
						当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1, 000平方メート ル未満のもの	334, 00 0円					標準 入 力 法 等 （ 実 際 の 設 計 仕 様 の 条 件 を 基 に 算 定 し た 一	当該非住宅部分の の床面積の合計が 300平方メートル 以上1, 000平方メ ートル未満のもの	284, 40 0円
						当該部分の床面積 の合計が1, 000平 方メートル以上 2, 000平方メート ル未満のもの	431, 00 0円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 1, 000平方メート ル以上2, 000平方 メートル未満のも の	367, 10 0円

改正後						改正前											
					ネ ル ギ ー 消 費 量 を 用 い て 評 価 す る 方 法	当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	<u>615,00</u> <u>0</u> 円						次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 を 用 い て 評 価 す る	当該 非住宅 部分の 床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも の	<u>523,70</u> <u>0</u> 円		
						当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	<u>758,00</u> <u>0</u> 円								当該 非住宅 部分の 床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平方 メートル未満のも の	<u>646,00</u> <u>0</u> 円	

改正後						改正前								
					を当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルのもの 。 以下この <u>項、第3の項及び第6の項</u> において同じ	<u>896,000</u> 円					方当該 <u>非住宅</u> 部分の 法床面積の合計が 10,000平方メー トル <u>以上25,000平方 メートル未満</u> のも の 。 以下この <u>表（第3の部及び第4の部並びに備</u>	<u>763,000</u> 円		

改正後								改正前							
					。) による 場合	<u>削除</u>						<u>考</u>	<u>当該非住宅部分の</u>	<u>871, 00</u>	
												<u>第</u>	<u>床面積の合計が</u>	<u>0円</u>	
												<u>2</u>	<u>25, 000平方メート</u>		
												<u>項</u>	<u>ル以上のもの</u>		
												<u>を</u>			
												<u>除</u>			
												<u>く</u>			
												<u>。</u>			
												<u>）</u>			
												に			
												お			
												い			
												て			
												同			
												じ			
												。			
												）			
												に			
												よ			
												る			
												場			
												合			
第 <u>3</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る						変更	第 <u>2</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係						変更

改正後					改正前				
建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は変更計画	建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は変更計画
	1 変更計画	(1) 一戸建て住宅		4,100円		1 非住宅部分の用途が工場等のある建築物の当該非住宅部分	新設		新設
	画提出又は変更計画に併せて建築物省エネ法第10条第1項に規定する基準に適合している	(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円		新設	新設	新設	通知のとき。
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円				新設	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円				新設	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円				新設	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの	83,500円				新設	
			当該部分の床面積の合計が20,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のもの	98,000円				新設	
			当該部分の床面積の合計が30,000平方メートル以上のもの	113,000円				新設	
			当該部分の床面積の合計が30,000平方メートル以上のもの	113,000円				新設	

改正後							改正前						
ギー 消費 性能 適合 性判 定	<u>こと</u> <u>を示</u> <u>す書</u> <u>類と</u> <u>して</u> <u>区長</u> <u>が定</u> <u>める</u> <u>もの</u> <u>が提</u> <u>出さ</u> <u>れた</u> <u>場合</u>				方メートルのもの		ギー 消費 性能 適合 性判 定						
					ロ 非 当該部分の床面積	8,000							
					住宅 の合計が300平方	円							
					部分 メートル未満のも								
					の								
					当該部分の床面積	13,800							
					の合計が300平方	円							
					メートル以上								
					1,000平方メー								
					ル未満のもの								
					当該部分の床面積	22,200							
					の合計が1,000平	円							
					方メートル以上								
					2,000平方メー								
					ル未満のもの								
					当該部分の床面積	66,100							
					の合計が2,000平	円							
					方メートル以上								
					5,000平方メー								
					ル未満のもの								
					当該部分の床面積	104,00							
					の合計が5,000平	0円							
					方メートル以上								
					10,000平方メー								
					ル未満のもの								
					新設								
					新設								
					新設								
					当該非住宅部分の	11,800							
					床面積の合計が	円							
					300平方メートル								
					以上1,000平方メ								
					ートル未満のもの								
					当該非住宅部分の	19,100							
					床面積の合計が	円							
					1,000平方メー								
					トル以上2,000平								
					方メートル未満の								
					もの								
					当該非住宅部分の	56,400							
					床面積の合計が	円							
					2,000平方メー								
					トル以上5,000平								
					方メートル未満の								
					もの								
					当該非住宅部分の	90,000							
					床面積の合計が	円							
					5,000平方メー								
					トル以上10,000平								
					方メートル未満の								
					もの								
					新設								
					新設								

改正後							改正前						
					当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルのもの	<u>132,000</u> <u>円</u>					当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 10,000平方メート ル <u>以上25,000平方</u> <u>メートル未満</u> のも の	<u>113,000</u> <u>円</u>	
					削除	削除					当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メート ル以上のもの	<u>141,000</u> <u>円</u>	
	2	1	(1)	仕様基	当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル未満のも の	<u>14,300</u> <u>円</u>		2	1	新設	新設	新設	新設
		以外 の建 築物	一戸 建て 住宅	準又 は誘 導仕 様基 準に よる 場合 の	当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のも の	<u>15,100</u> <u>円</u>						新設	新設
				仕様・ 計算 併用 法に よる 場合 の	当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル未満のも の	<u>21,100</u> <u>円</u>					新設	新設	新設
				標準計 算法	当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のも の	<u>23,300</u> <u>円</u>						新設	新設
					当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のも の	<u>28,300</u> <u>円</u>					新設	新設	新設

改正後								改正前							
				によ る場 合	メートル未満のも の 当該部分の床面積 の合計が200平方 メートル以上のも の	31,500 円							新設	新設	
			(2)	イ	仕 当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	26,800 円				新設	新 設	新 設	新設	新設	
			(1) 以外 の建 築物	住 宅 部 分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上の 2,000平方メート ル未満のもの	46,500 円							新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	84,800 円							新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上の もの	127,00 0円							新設	新設	
				仕	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	42,000 円					新 設	新設	新設	新設	

改正後							改正前						
					算当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	70,500 円						新設	新設
					算当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	122,00 0円						新設	新設
					当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	179,00 0円						新設	新設
					当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルのもの	213,00 0円						新設	新設
				標	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも 算の	56,800 円						新 設	新設
					算当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	94,600 円						新設	新設

改正後							改正前						
					当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	161,000円					新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	231,000円					新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートルのもの	273,000円					新設	新設	
				ロ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積 の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円				新設	新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	13,800円					新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,200円					新設	新設	

改正後						改正前					
					当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	66,100 円				新設	新設
					当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	104,000 円				新設	新設
					当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートルのもの	132,000 円				新設	新設
				ハ	当該部分の床面積 の合計が300平方メートル未満のもの	71,600 円			新	新設	新設
				モ	当該部分の床面積 の合計が300平方メートル未満のもの	91,100 円			モ	当該非住宅部分の 法床面積の合計が は300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	77,600 円
				ハ	当該部分の床面積 の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	119,000 円			モ	当該非住宅部分の 合床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの	102,100 円

改正後							改正前						
					当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	<u>193,00</u> <u>0円</u>						当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	<u>165,10</u> <u>0円</u>
					当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	<u>253,00</u> <u>0円</u>						当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	<u>216,00</u> <u>0円</u>
					当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートルのもの	<u>304,00</u> <u>0円</u>						当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル <u>以上25,000平方</u> <u>メートル未満</u> のもの	<u>260,00</u> <u>0円</u>
					<u>削除</u>	<u>削除</u>						当該 <u>非住宅部分の</u> <u>床面積の合計が</u> <u>25,000平方メー</u> <u>トル以上のもの</u>	<u>305,00</u> <u>0円</u>
				標準 力	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	<u>186,00</u> <u>0円</u>					(2) 標準 力	<u>新設</u>	<u>新設</u>

改正後							改正前								
					法	当該部分の床面積等の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円						入	当該 非住宅 部分の床面積の合計が法300平方メートル等以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
					場	当該部分の床面積等の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円						よ	当該 非住宅 部分の床面積の合計が場1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	627,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円

[illegible]

改正後							改正前						
に対する 審査	建築物 省エネ法第 30条第1項 各号に掲げ る基準に 適合してい る	建築物		の合計が300平方メートル以上	円		に対する 審査	建築物 省エネ法第 35条第1項 各号に掲げ る基準に 適合してい る	外の建築物	<u>規定する住宅部分をいう。以下同じ。)</u>	面積の合計が300平方メートル以上	円	
				2,000平方メートル未満のもの							2,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	<u>52,800</u> 円						当該住宅部分の床面積の合計が	<u>46,000</u> 円	
				5,000平方メートル未満のもの							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	<u>94,700</u> 円						当該住宅部分の床面積の合計が	<u>81,000</u> 円	
				<u>10,000平方メートル未満のもの</u>									
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上	<u>119,000</u> 円						<u>新設</u>	<u>新設</u>	
				<u>25,000平方メートル未満のもの</u>									
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>148,000</u> 円						<u>新設</u>	<u>新設</u>	
			ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>11,300</u> 円						ロ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>9,700</u> 円

改正後					改正前						
		ことを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500円				当該 非住宅 部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600円				当該 非住宅 部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300円				当該 非住宅 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円				当該 非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000円				当該 非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円	

改正後							改正前						
					当該部分の床面積 の合計が25,000平方 メートル以上の もの	<u>235,000</u> 円					の	当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	<u>201,000</u> 円
2	(1)	誘導仕様基 準による場 合	2	(1)	誘導仕様基 準による場 合	当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル未満のも の	<u>20,700</u> 円	2	(1)	誘導仕様基 準による場 合	当該 <u>一戸建て</u> 住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	<u>20,000</u> 円	
1	一戸建て住宅		1	一戸建て住宅		当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	<u>22,200</u> 円	1	一戸建て住宅		当該 <u>一戸建て</u> 住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	<u>22,000</u> 円	
以外の場合			以外の場合			<u>仕様・計算 併用法による 場合</u>	当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの			<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	
						<u>当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの</u>	<u>33,200</u> 円				<u>新設</u>	<u>新設</u>	
						<u>標準計算法 による場合</u>	当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの			<u>誘導仕様基 準以外</u> による 場合	当該 <u>一戸建て</u> 住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	<u>34,400</u> 円	
						当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	<u>44,900</u> 円				当該 <u>一戸建て</u> 住宅 の床面積の合計が 200平方メートル	<u>38,400</u> 円	

改正後							改正前							
					の							以上のもの		
		(2)	イ	誘導仕	当該部分の床面積	38,700				(2)	イ	誘導	当該住宅部分の床	38,000
		(1)	住宅	様基	の合計が300平方	円				(1)	住宅	仕様	面積の合計が300	円
		以外	部分	準に	メートル未満のも					以外	部分	基準	平方メートル未満	
		の		による	の					の		準	のもの	
		建築物		場合	当該部分の床面積	66,900				建築物		による	当該住宅部分の床	66,000
					の合計が300平方	円						場合	面積の合計が300	円
					メートル以上								平方メートル以上	
					2,000平方メートル未満のもの								2,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積	120,00							当該住宅部分の床	118,00
					の合計が2,000平方メートル以上	0円							面積の合計が	0円
					5,000平方メートル未満のもの								2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積	183,00							当該住宅部分の床	179,00
					の合計が5,000平方メートル以上のもの	0円							面積の合計が	0円
													5,000平方メートル以上のもの	
				仕様・	当該部分の床面積	59,800						新設	新設	新設
				計算併	の合計が300平方	円								
				用法に	メートル未満のも									
				による場	の									
				合	当該部分の床面積	100,00							新設	新設
					の合計が300平方	0円								
					メートル以上									
					2,000平方メートル									

改正後								改正前							
						ル未満のもの									
						当該部分の床面積	175,00					新設		新設	
						の合計が2,000平方メートル以上	0円								
						5,000平方メートル未満のもの									
						当該部分の床面積	256,00					新設		新設	
						の合計が5,000平方メートル以上	0円								
						10,000平方メートル未満のもの									
						当該部分の床面積	304,00					新設		新設	
						の合計が10,000平方メートル以上	0円								
						25,000平方メートル未満のもの									
						当該部分の床面積	354,00					新設		新設	
						の合計が25,000平方メートル以上のもの	0円								
					標準計算法による場合	当該部分の床面積	81,000					誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100	
						の合計が300平方メートル未満のもの	円							円	
						当該部分の床面積	135,00						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,00	
						の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	0円							0円	

改正後							改正前						
					当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	<u>229,000</u> 円					当該 住宅 部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>196,000</u> 円	
					当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上 <u>10,000平方メートル未満</u> のもの	<u>329,000</u> 円					当該 住宅 部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	<u>281,000</u> 円	
					当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	<u>390,000</u> 円					新設	新設	
					当該部分の床面積 の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>449,000</u> 円					新設	新設	
				ロ 非住宅部分	モデル建物法による場合 当該部分の床面積 の合計が300平方メートル未満のもの	<u>102,000</u> 円				ロ 非住宅部分	モデル建物法 (一) 次エネルギー 消費	当該 非住宅 部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	<u>87,100</u> 円
					当該部分の床面積 の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>129,000</u> 円						当該 非住宅 部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>110,700</u> 円

改正後								改正前							
					ル未満のもの							量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間」)	一トル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円							当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円							当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円							当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000円							当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000円							当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円	

改正後										改正前									
						もの									<u>囲空</u>	ル以上のもの			
															<u>間の</u>				
															<u>年間の</u>				
															<u>熱負</u>				
															<u>荷」</u>				
															<u>とい</u>				
															<u>う。</u>				
															<u>) の</u>				
															<u>算出</u>				
															<u>に用</u>				
															<u>いる</u>				
															<u>べき</u>				
															<u>もの</u>				
															<u>とし</u>				
															<u>て国</u>				
															<u>土交</u>				
															<u>通大</u>				
															<u>臣が</u>				
															<u>定め</u>				
															<u>る建</u>				
															<u>築物</u>				
															<u>を用</u>				
															<u>いて</u>				
															<u>評価</u>				
															<u>する</u>				
															<u>方法</u>				
															<u>をい</u>				
															<u>う。</u>				

改正後								改正前							
													第4 の部 にお いて 同 じ。 ）に よる 場合		
					標準入 力法等 による 場合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	<u>266,00</u> <u>0</u> 円						標準入 力法等 （実 際の 設計 仕様 の条 件を 基に 算定 した 一次 エネ ルギ ー消 費量 及び 屋内 周囲	当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	<u>227,10</u> <u>0</u> 円
						当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メー トル未満のもの	<u>334,00</u> <u>0</u> 円							当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの	<u>284,40</u> <u>0</u> 円
						当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メー トル未満のもの	<u>431,00</u> <u>0</u> 円							当該非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの	<u>367,10</u> <u>0</u> 円
						当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メー	<u>615,00</u> <u>0</u> 円							当該非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方	<u>523,70</u> <u>0</u> 円

改正後								改正前							
						ル未満のもの						空間 の年 間熱 負荷 を用 いて 評価 する 方法 をい う。 第4 の部 及び 備考 第2 項に おい て同 じ。 ）に よる 場合	メートル未満のもの		
						当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	758,00 0円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平方 メートル未満のもの	646,00 0円	
						当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートル以上 25,000平方メート ル未満のもの	896,00 0円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 10,000平方メート ル以上25,000平方 メートル未満のもの	763,00 0円	
						当該部分の床面積 の合計が25,000平方 メートル以上のもの	1,020, 000円						当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メート ル以上のもの	871,00 0円	
第5	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第 31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2 項の規定に基づく申出があつたとき、次に掲げる額（申 請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用す る建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があ つたとき）の2分の1とする。）の2分の1とする。	建築物省エネ法第31条					第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36 条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2 項の規定に基づく申出があつたとき、次に掲げる額（申 請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用す る建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があ つたとき）の2分の1とする。）の2分の1とする。	建築物省エネ法第36条				

改正後					改正前				
第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	た場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の95の3の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）				第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			
	1	(1) 一戸建て住宅		4,100 円		1	(1) 一戸建て住宅		3,700 円
	申請に併せて建築物省エネ法第30条	(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000 円		申請に併せて建築物省エネ法第35条	(2) イ 住宅部分	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900 円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700 円				当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000 円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000 円				当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000 円

改正後						改正前					
第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類とし				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	<u>66,500</u> 円					当該 <u>住宅</u> 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	<u>57,000</u> 円
				<u>10,000平方メートル未満のもの</u>							
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上	<u>83,500</u> 円					<u>新設</u>	<u>新設</u>
				<u>25,000平方メートル未満のもの</u>							
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>103,000</u> 円					<u>新設</u>	<u>新設</u>
				ロ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>8,000</u> 円					ロ 非住宅部分 当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>6,900</u> 円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	<u>13,800</u> 円					当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が300平方メートル以上	<u>11,800</u> 円
				<u>1,000平方メートル未満のもの</u>						<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	<u>22,200</u> 円					当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上	<u>19,100</u> 円
				<u>2,000平方メートル未満のもの</u>						<u>2,000平方メートル未満のもの</u>	

改正後							改正前						
		て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合			当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	<u>66,100</u> 円			て 区 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合			の 当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	<u>56,400</u> 円
					当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	<u>104,000</u> 円						当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	<u>90,000</u> 円
					当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	<u>132,000</u> 円						当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	<u>113,000</u> 円
					当該部分の床面積 の合計が25,000平方メートル以上の もの	<u>165,000</u> 円						当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	<u>141,000</u> 円
	2 1 以 外	(1) 一 戸 建	誘導仕様基 準による場 合		当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの	<u>14,300</u> 円			2 1 以 外	(1) 一 戸 建	誘導仕様基 準による場 合	当該 <u>一戸建て</u> 住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	<u>14,000</u> 円

改正後										改正前									
		の 場 合	て 住 宅		当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	15, 100 円			の 場 合	て 住 宅		当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	15, 000 円						
				仕様・計算 併用法による 場合	当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの	21, 100 円					新設	新設	新設						
					当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの	23, 300 円						新設	新設						
					標準計算法 による場合	当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル未満のもの					28, 300 円	誘導仕様基 準以外による 場合	当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの			24, 200 円			
				当該住宅の床面積 の合計が200平方 メートル以上のもの		31, 500 円					当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの		27, 000 円						
			(2) (1) 以外 の 建 築 物	イ 住 宅 部 分	誘導仕 様基 準に よる 場合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの				26, 800 円	(2) (1) 以外 の 建	イ 住 宅 部 分	誘導 仕様 基 準 に よる			当該住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル未満 のもの	26, 000 円		
						当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2, 000平方メート				46, 500 円						当該住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上 2, 000平方メート	46, 000 円		

改正後								改正前							
						ル未満のもの				建築物		場合	ル未満のもの		
						当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	84,800 円						当該住宅部分の床 面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	83,000 円	
						当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上の もの	127,000 0円						当該住宅部分の床 面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	125,000 0円	
					仕様・ 計算併 用法に よる場 合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	42,000 円					新設	新設	新設	
						当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	70,500 円						新設	新設	
						当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	122,000 0円						新設	新設	
						当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上	179,000 0円						新設	新設	

改正後								改正前							
						10,000平方メートル未満のもの									
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000円					新設		新設	
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000円					新設		新設	
					標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円					誘導仕様基準以外による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円						当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円	
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円						当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円	
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	231,000円						当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円	

改正後								改正前							
						方メートル以上 <u>10,000平方メートル未満</u> のもの							5,000平方メートル以上のもの		
						<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>273,000円</u>						<u>新設</u>	<u>新設</u>	
						<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>314,000円</u>						<u>新設</u>	<u>新設</u>	
				ロ	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>71,600円</u>					ロ	モデル建物法による場合	当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>61,100円</u>
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>91,100円</u>							当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>77,600円</u>
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>119,000円</u>							当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>102,100円</u>
						当該部分の床面積	<u>193,000円</u>							当該 <u>非住宅</u> 部分の	<u>165,100円</u>

改正後							改正前						
					の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>0</u> 円						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>0</u> 円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>253,00</u> <u>0</u> 円						当該 非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>216,00</u> <u>0</u> 円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>304,00</u> <u>0</u> 円						当該 非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>260,00</u> <u>0</u> 円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>357,00</u> <u>0</u> 円						当該 非住宅 部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	<u>305,00</u> <u>0</u> 円
				標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>186,00</u> <u>0</u> 円					標準入力法等による場合	当該 非住宅 部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>159,10</u> <u>0</u> 円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上	<u>234,00</u> <u>0</u> 円						当該 非住宅 部分の床面積の合計が300平方メートル	<u>199,20</u> <u>0</u> 円

改正後								改正前							
						1,000平方メートル未満のもの								以上1,000平方メートル未満のもの	
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000円							当該 非住宅 部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

改正後								改正前							
						方メートル以上のもの							25,000平方メートル以上のもの		
<u>削除</u>	<u>削除</u>						<u>削除</u>	<u>第5</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u>					<u>認定申請</u>	
<u>削除</u>	<u>削除</u>							<u>建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額</u>					<u>のと</u>	
	<u>削除</u>	<u>削除</u>					<u>削除</u>	<u>1</u>	<u>(1) 一戸建て住宅</u>			<u>5,100円</u>			
		<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>			<u>削除</u>	<u>申請に併せて建築物省エネ法第2条第1項第</u>	<u>(2) イ 住宅部分</u>	<u>当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>9,700円</u>				
				<u>削除</u>			<u>削除</u>	<u>(1) 以外</u>	<u>の建築物</u>	<u>当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>21,000円</u>				
				<u>削除</u>			<u>削除</u>	<u>第2条第1項第</u>		<u>当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>46,000円</u>				
				<u>削除</u>			<u>削除</u>	<u>の認定の申請</u>		<u>当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>81,000円</u>				

改正後							改正前						
				削除	削除	削除		に対する審査	3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している	ロ 非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
					削除	削除					当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	
					削除	削除					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
					削除	削除					当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
					削除	削除					当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円	
					削除	削除					当該非住宅部分の	161,00	

改正後								改正前							
										以外 の 場 合	戸 建 て 住 宅	条第1項第 2号イ(1) 及び同号 ロ(1)に定め る基準をい う。)によ る場合	200平方メートル 未満のもの 当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	38,400 円	
				削除	削除	削除						モデル住宅 法(省令第 1条第1項 第2号イ (2)及び同 号ロ(2)に 定める基準 をいう。)に よる場合	当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの 当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	17,700 円	
				削除	削除	削除						仕様基準 (省令第1 条第1項第 2号イ(3) 及び同号 ロ(3)に定め る基準をい う。以下同 じ。)又は 誘導仕様基 準による場 合	当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの 当該一戸建て住宅 の床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	19,100 円	

改正後								改正前									
			削除	削除	削除	削除	削除				(2)	イ	性能	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円		
						削除	削除					住宅部分	(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円		
						削除	削除							当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円		
						削除	削除							当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円		

改正後								改正前										
														<u>3号に定める基準をいう。以下同じ。による場合</u>				
					<u>削除</u>									<u>フロア入力法（省令第</u>	<u>当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>33,100円</u>		
					<u>削除</u>									<u>当該住宅部分の床</u>	<u>58,000</u>			

改正後								改正前								
														1 条	面積の合計が300	円
														第 1	平方メートル以上	
														項第	2, 000平方メートル未満のもの	
														2 号		
														イ	当該住宅部分の床面積の合計が	104, 00
														(2)	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	0円
														及び		
														同号		
														ロ		
														(2)		
														に定		
														める	当該住宅部分の床面積の合計が	157, 00
														基準	5, 000平方メートル以上のもの	0円
														をい		
														う。		
														以下		
														同		
														じ。		
														) に		
														よる		
														場合		
														仕様	当該住宅部分の床面積の合計が300	33, 100
														基準	平方メートル未満のもの	円
														による		
														場合		
														合	当該住宅部分の床面積の合計が300	58, 000
															平方メートル以上	円
															2, 000平方メートル未満のもの	

改正後								改正前											
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>104,000円</u>		
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	<u>157,000円</u>		
				<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>						<u>ロ</u>	<u>モデル建物法による場合</u>		<u>当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>87,100円</u>		
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>110,700円</u>		
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>145,700円</u>		
						<u>削除</u>	<u>削除</u>									<u>当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル</u>	<u>235,700円</u>		

改正後									改正前										
																ル以上5,000平方メートル未満のもの			
						削除		削除								当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円		
						削除		削除								当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円		
						削除		削除								当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円		
				削除	削除			削除							標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円		
					削除			削除								当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円		

改正後								改正前							
						削除	削除							当該非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のも の	367, 10 0円
						削除	削除							当該非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のも の	523, 70 0円
						削除	削除							当該非住宅部分の 床面積の合計が 5,000平方メー トル以上10,000平方 メートル未満のも の	646, 00 0円
						削除	削除							当該非住宅部分の 床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	763, 00 0円
						削除	削除							当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	871, 00 0円

改正後					改正前				
第6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料			第6	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
	1 軽微な変更	(1) 一戸建て住宅		4,100円	新設	新設			新設
	に該当していること	(2) イ 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	新設	新設	新設		新設
	の証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等	(1) 以外	の建築物						
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700円			新設		新設
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000円			新設		新設
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500円			新設		新設
					(平成28年国土交通省令第5号) 第11条の規定				

改正後							改正前						
保計画の変更が軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付	<u>に関する法律施行規則第5条に規定する軽微な変更更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</u>	ロ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	83,500円			に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 に該当していることを証する書面の交付				新設	新設	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円									
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800円									
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200円									
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100円									
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円									
			当該部分の床面積	132,000円									

改正後							改正前						
					の合計が10,000平方メートルのもの	0円							
2	1	(1)	仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300円		2	1	新設	新設	新設	新設	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100円						新設	新設	
				仕様・計算併用法による場合	21,100円				新設	新設		新設	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300円						新設	新設	
				標準計算による場合	28,300円				新設	新設		新設	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500円						新設	新設	
		(2)	イ	仕様	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	26,800円			新設	新設	新設	新設	
		(1)	イ	仕様	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの				新設	新設	新設	新設	

[illegible]

改正後								改正前							
					合	5,000平方メートル未満のもの									
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000円						新設		新設
						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	213,000円						新設		新設
				標準		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800円					新設	新設		新設
					法	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600円						新設		新設
					合	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000円						新設		新設
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000円						新設		新設

改正後								改正前							
						ル未満のもの									
						当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルのもの	273,000 円					新設		新設	
						当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	8,000 円					新設		新設	
				ロ 非 住宅 部分 の用 途が 工場 等	の み の 場 合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上 1,000平方メート ル未満のもの	13,800 円					当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上1,000平方メ ートル未満のもの		11,800 円	
						当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上 2,000平方メート ル未満のもの	22,200 円					当該非住宅部分の 床面積の合計が 1,000平方メート ル以上2,000平方 メートル未満のも の		19,100 円	
						当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のもの	66,100 円					当該非住宅部分の 床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも の		56,400 円	
						当該部分の床面積 の合計が5,000平	104,000 円					当該非住宅部分の 床面積の合計が		90,000 円	

改正後							改正前						
					方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	<u>132,000</u> 円					当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が10,000平方メートル <u>以上25,000平方メートル未満</u> のもの	<u>113,000</u> 円	
					<u>削除</u>	<u>削除</u>					当該 <u>非住宅部分の</u> 床面積の合計が <u>25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>141,000</u> 円	
				<u>ハ</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>71,600</u> 円				<u>新</u>	<u>(1)</u> <u>新設</u>	<u>新設</u>	
				<u>ロ</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの					<u>設</u>	<u>モ</u>		
				<u>以外</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>91,100</u> 円					<u>テ</u>		
				<u>の</u>	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>119,000</u> 円					<u>ル</u>	当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>77,600</u> 円
				<u>非住宅部分</u>							<u>建</u>	当該 <u>非住宅</u> 部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>102,100</u> 円
				<u>の</u>							<u>物</u>		
				<u>場合</u>							<u>法</u>		

改正後								改正前							
						当該部分の床面積 の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	<u>193,00</u> <u>0円</u>							の 当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	<u>165,10</u> <u>0円</u>
						当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	<u>253,00</u> <u>0円</u>							当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	<u>216,00</u> <u>0円</u>
						当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートルのもの	<u>304,00</u> <u>0円</u>							当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が 10,000平方メートル以上 <u>25,000平方 メートル未満</u> のもの	<u>260,00</u> <u>0円</u>
						<u>削除</u>	<u>削除</u>							当該 <u>非住宅</u> 部分の 床面積の合計が <u>25,000平方メートル以上</u> のもの	<u>305,00</u> <u>0円</u>

改正後						改正前					
				標準	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のもの	186,00 0円				(2) 新設	新設
				準							
				入							
				力							
				法							
				等							
				は	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以上	234,00 0円				当該非住宅部分の 床面積の合計が	199,20 0円
				よ	1,000平方メー					300平方メートル	
				る	ル未満のもの					以上1,000平方メ	
				場						ートル未満のもの	
				合	当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートル以上	301,00 0円				当該非住宅部分の 床面積の合計が	257,10 0円
					2,000平方メー					1,000平方メー	
					ル未満のもの					トル以上2,000平方	
										メートル未満のも	
					当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートル以上	430,00 0円				当該非住宅部分の 床面積の合計が	366,70 0円
					5,000平方メー					2,000平方メー	
					トル未満のもの					トル以上5,000平方	
										メートル未満のも	
					当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートル以上	531,00 0円				当該非住宅部分の 床面積の合計が	453,00 0円
					10,000平方メー					5,000平方メー	
					トル未満のもの					トル以上10,000平方	
										メートル未満のも	

改正後								改正前							
						当該部分の床面積 の合計が10,000平方 メートルのもの	627,00 0円					の 当該非住宅部分の 床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	535,00 0円		
						削除	削除					当該非住宅部分の 床面積の合計が 25,000平方メー トル以上のもの	610,00 0円		

備考

- 1 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、基準省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため

改正後	改正前
促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第<u>3</u>条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む<u>建築物の</u>部分の床面積の合計により算定した額とする。 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。 6 増築又は改築の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。 7 建築物省エネ法第<u>29</u>条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における	に誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。 3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第<u>4</u>条第<u>1</u>項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む<u>非住宅</u>部分の床面積の合計により算定した額とする。 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。 6 <u>特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に該当する増築又は改築（建築物省エネ法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）</u>の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。 7 建築物省エネ法第<u>34</u>条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建

改正後	改正前
1 の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における 1 の建築物の手数料の額を合算した額とする。 8 建築物省エネ法第<u>31</u>条第 1 項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第<u>25</u>条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある 1 の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第<u>4</u>の<u>項</u>に掲げる手数料の額と同額とする。 9 他の建築物について、建築物省エネ法第<u>29</u>条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第<u>2</u>の<u>項</u> 1 に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。 10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第<u>3</u>の<u>項</u> 1 に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。 11 <u>適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計によ</u>	築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における 1 の建築物の手数料の額を合算した額とする。 8 建築物省エネ法第<u>36</u>条第 1 項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第<u>26</u>条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある 1 の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第<u>3</u>の<u>部</u>に掲げる手数料の額と同額とする。 9 他の建築物について、建築物省エネ法第<u>34</u>条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第<u>1</u>の<u>部</u> 1 の<u>款</u>に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。 10 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第<u>2</u>の<u>部</u> 1 の<u>款</u>に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。 11 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。）、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合して</u>

改正後	改正前
<u>り算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。</u> 12 <u>適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u> 13 <u>適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、第2の項1の(1)若しくは2の(1)、第3の項1の(1)若しくは2の(1)、第4の項1の(1)若しくは2の(1)、第5の項1の(1)若しくは2の(1)又は第6の項1の(1)若しくは2の(1)に掲げる額とする。</u> 14 <u>複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、第2の項2の(2)のロ、第3の項2の(2)のロ又は第6の項2の(2)のロに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。</u>	<u>いる旨の認定の申請（性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</u> 12 <u>共同住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合又は共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。）を行う場合</u>の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から<u>当該共同住宅の</u>共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。 <u>新設</u> <u>新設</u>